****

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

info@jinken-osaka.jp

**大阪府委託事業**

**（実施団体　一般財団法人大阪府人権協会）**

**オンライン方式（Zoom使用）**

**令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座　総合案内（後期）**

【今年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、オンラインで実施します。】

**1 目　　　的**

人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**2 概　　　要**

(1)対象者は、大阪府内に在住・在勤の方で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方で、オンライン（Zoom)での受講が可能な方です。

(2)受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。

(3)人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目を設定しています。

(4)人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| 前期 | 人材養成コース | ①人権担当者入門コース | 7 | 40 | - |
| ②人権ファシリテーター養成コース | 12 | 25 | あり |
| ③人権啓発企画担当者養成コース | 11 | 25 | あり |
| ④人権相談員養成コース | 12 | 40 | あり(※１) |
| 科目選択 | 人権問題科目 | 28 | 60 | 　　(※１) |
| 後期 | 人材養成コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | 6 | 20 | - |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | 4 | 20 | - |
| ⑦人権相談員スキルアップコース | 12 | 30 | あり(※２） |
| ⑧人権相談員専門コース | 12 | 30 | - |
| 科目選択 | 人権問題科目 | 16 | 45 | 　　(※２) |

（※1）人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（前期・28科目全て）の履修が必要です。

**（※2）人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（後期・16科目全て）の履修が必要です。**

**3 内　　　容**

(1)人材養成コース

各コースの詳細については、別ページのコース案内をご覧ください。

※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。

⑤人権ファシリテータースキルアップコース

人権啓発の取組みをさらに推進するために、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で進めるファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

⑥人権コーディネータースキルアップコース

人権に関する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

⑦人権相談員スキルアップコース

　　　　相談業務経験が概ね1年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために必要な視点とともに、相談援助技術を向上させるコースです。

　　　　**※人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（後期・16科目全て）の履修が必要です。**

⑧人権相談員専門コース

　　　　相談業務経験が概ね3年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、相談援助技術をさらに向上させるコースです。

(2)人権問題科目

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。自由に選択して受講が可能です。

**4 実施期間**令和2（2020）年12月16日（水）～令和3（2021）年2月16日（火）

**5 主　 催**大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**6 受　　講**　オンライン（Zoomを使用）での実施です。

　　　　　　　※パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末でオンライン（Zoom）での学習環境が必要です。各自で学習できる場所、機材等を確保し、1人1台の端末で入室してください。

**※P6の科目は全て「形式」が演習のため、カメラ・マイク機能が必要です。**

**P7の科目は全て「形式」が講義のため、****カメラ・マイク機能がなくても受講は可能です。但し、発言や質問はできません。**

**※Zoomのアプリがなくても、インターネットで動画を閲覧できる環境があれば基本的に受講は可能です。**

**なお、正常に動作するか、必ず事前に接続テストを実施してください。（P8参照）**

**7 受 講 料**無料

※但し、インターネット等の通信料、各科目で使用する資料印刷（Eメールで送付するPDF等）等受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**※インターネット接続は、固定回線（光回線・ケーブルテレビ等）や通信容量無制限の Wi-fi環境（モバイル Wi-fi や固定回線＋Wi-fi ルータ）をお勧めします。**

**8 受講申込方法**

(1)受講申込書は当協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2020/11/22020_1.html>

(2)必要事項を記入の上、Eメールでお申込みください。

info@jinken-osaka.jp

**9　申込期限　令和2（2020）年12月3日（木）12:00必着**

**10　受講者の決定**

受講希望者が定員を超えた場合

①人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講される方よりもコース全科目の受講者を優先します。また、コース全科目の受講者においても、府及び市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。

②人権問題科目は、人権相談員スキルアップコースの受講決定者で修了認定を希望される方を優先します。

③上記①②によってもなお定員を上回る場合は抽選にて決定します。

**11 受講通知**

(1)受講の可否については、**12月8日（火）以降**に当協会からE メールで通知いたします。

(2)受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は速やかに当協会に連絡してください。

**12 履　　修**

出席と受講レポート提出で「履修」となります。モニターや資料を見ながら受講してださい。

(1)受講にかかわる、Zoomミーティング情報（URL・ID・パスワード）は各実施日の１週間前に受講決定者に

E メールで送信します。

(2)上記メールには、各科目の資料を添付していますので各自で事前に印刷してください。

(3)出席は接続状況により確認します。なお、15分以上の遅刻、退出は欠席扱いとします。

(4)欠席の場合は事前にE メール等で必ず連絡をしてください。

(5)受講レポートの提出期限は厳守してください。期限後の提出は受領できない場合があります。

(6)詳細については受講が決定した方に別途お知らせします。

**13 修了認定・修了証書の交付**

(1) 後期において修了認定を行うコースは、人権相談員スキルアップコースのみです。

**※今年度中に修了要件を満たさない場合は未修了になります。（次年度以降への持ち越しはできません）**

 (2)修了認定に必要な科目は次のとおりです。

人権相談員スキルアップコース：28科目【**人権相談員スキルアップコース12科目と人権問題科目（後期･16科目全て）】**

(3)次の①②の要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再交付はできません。

①コース指定の全科目を履修すること。

②コース指定の全科目を履修した後に、示された課題について作成する「修了レポート」(800字以上)を期日までに提出すること。

※講義科目については、やむを得ず欠席した場合は、「特別レポート」（500字以上）を提出することで履修に代えることができます。

人権相談員スキルアップコース　： 講義科目の人権問題科目（後期･16科目）のうち4科目まで

（昨年度からの受講者は講義3科目以内）

※演習科目については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。

**14 科目履修証明書の交付**

上記13の修了証書の交付対象者以外の方（例：修了認定を行わないコースの受講者や科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者や修了認定を受けない受講者）で、科目履修証明書の交付を希望される方は期日（後期講座の最終日）までに指定用紙により申請してください。履修の確認ができた科目について、科目履修証明書を交付します。

※請求期限を過ぎてからの交付申請受け付け、科目履修証明書の再交付はできません。

※受講レポートが未提出の科目（出席のみの科目）に対して、科目履修証明書の交付はできません。

※科目履修証明書は、当協会代表理事名での交付になります。

**15 禁止事項**

・Zoomミーティング情報、資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の二次使用は厳禁とします。

・講義内容の録音・録画・キャプチャー（コンピューターへのデータ取り込みやディスプレイ上に表示されている画像データをファイルとして保存すること等）すること、SNSなどへのアップ等の二次使用も厳禁とします。

・上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求及び受講の取り消しができることとします。

**16 その他**

・受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

・今年度は新型コロナウイルス感染防止策として集合形式での講座は見送り、Zoomを使用したオンライン形式で実施します。申込書を含めレポート提出等も基本的にはEメールでの受け付けになります。ご了承ください。

・大阪府人権擁護士に関する事は大阪府人権局人権擁護課にお問い合わせください。（P8参照）

|  |  |
| --- | --- |
| **◆人権ファシリテータースキルアップコース◆**人権の学びが、研修･学習参加者の日常における気づきや人権尊重の行動につながるよう、人権ファシリテーターとしての視点、行動、スキルの向上をめざされる方、参加体験型学習をより良いものにしたいと考えておられる方、ぜひご参加ください。講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいによって、より多くの気づきが生まれます。■実施日時12月23日（水）　9：30～16：45　　■対象：ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方、人権ファシリテーター養成コース修了（受講）者等■定員：20人■内容：全6科目　　人権の学びを行動につなげる　　　人権ファシリテーター視点や姿勢■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください「人権の尊重」は誰もが願う事ですが、実際には立場、経験、意見の違いや利害等の様々な理由から差別や人権侵害が様々な場面で現れています。人権課題を自分自身と結び付け、人権尊重のための行動変容につながる学びの場が求められています。学びの場は快適であることが望まれますが、学ぶことにより、葛藤や不快感が生じることがあります。この感覚は、様々な課題への理解を深め、視点を広げ、人権尊重への行動変容につながる「学びの境目」と言われ大切に扱う必要があります。人権ファシリテーターは、学習参加者が「学びの境目」に向き合い、違和感なく次のステップに進めるよう促進する大きな役割があります。一人ひとりの「学びの境目」を大切にした人権ファシリテーターの視点や姿勢等について学びます。※全て演習科目です。※効果的な学習のために1日受講されることをお勧めします。 | **◆人権コーディネータースキルアップコース◆**　人権に関連する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキルの向上を目指します。　人権施策をすすめるために各事業や各部署などで、組織のマネジメントに取り組む方にお勧めのコースです。■実施日時　　1月12日（火）　13：00～17：1５■対象：人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等　　※行政職員に焦点をあてた内容ですが、企業、NPO等行政以外の方の受講も可能です。■定員：20人■内容：全4科目①人権意識調査を人権施策に活かすために人権意識調査の企画・立案・活用のポイント②インターネット差別への対応インターネット上の人権侵害にどう取り組むか■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください各自治体では人権意識調査の実施や人権基本方針・基本計画の改訂等に取り組まれています。前半は人権課題の解決に向けてどのような意識・実態を把握するのか、明らかになった実態をどのように人権施策につなげるのかについて学び、人権施策の前進につなげます。後半は、インターネット上の部落差別などの人権侵害にどのように取り組むのかを学びます。インターネット上の人権侵害に対して行政や企業、団体にどのような取り組みができるのか。各地・各団体の取り組み状況の全体像を学び、それぞれの立場で、自分たちができることを考えます。※全て演習科目です※効果的な学習のために全４時間受講されることをお勧めします。 |
| **◆人権問題科目◆**人権問題をいろいろ学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容を自由に選択することが可能です。職場、地域等において多様化する今日の人権問題を学び、人権が尊重される社会をめざしましょう。人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（後期・16科目全て）の履修（申込要）が必要です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P5下段につづく→  |
| **◆人権相談員スキルアップコース◆**相談に寄せられる悩みや相談にいたる背景を理解するとともに、相談・面接のスキルを向上させる内容です。また、新しい人権課題や法律･制度を学ぶためのコースです。相談員としてスキルアップをしたい方にお勧めのコースです。講師から学ぶだけではなく、受講者相互の学びあいから多角的な捉え方やスキルが習得できます。人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（後期・16科目全て）の履修（申込要）が必要です。■実施日時①12月16日（水）9：30～12：45　面接相談　②12月25日（金）13：30～16：45　電話相談③1月7日（木）13：30～16：45　相談記録④1月14日（木）　9：30～12：45　相談・対人援助の理論■対象：相談業務経験が概ね１年以上の方、人権相談員養成コース修了（受講）者等■定員：30人■内容：全12科目・相談援助技術向上に向けて（面接相談、電話相談、記録、理論）■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください※全て演習科目です。※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、半日単位で受講してください。 | **◆人権相談員専門コース◆**人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや組織的な関わり、他機関とのネットワーク形成等について学びます。事例検討を通して、事例を基に相談者の置かれている環境を個人レベルだけでなく、地域社会や社会システム、あるいは複数のシステムレベルに働きかける視点と技術を学びます。講師から学ぶだけではなく、受講者相互の学びあいから多角的な捉え方のスキルが習得できます。さらにはネットワーク形成のきっかけの場にもなります。■実施日時①2月2日（火）9：30～16：45　事例検討ⅠⅡ②2月10日（水）13：30～16：45　ケース会議③２月16日（火）13：30～16：45　相談員のメンタルヘルス■対象：相談業務経験が概ね3年以上の方、主任相談員、管理者、人権相談員養成及びスキルアップコース修了（受講）者等■定員：30人■内容：全12科目・相談援助技術向上に向けて（事例検討、ケース会議、相談員のメンタルヘルス）■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください※全て演習科目です。※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、半日単位で受講してください。 |
| ■実施日時：12月16日（水）、12月25日（金）、1月7日（木）、1月14日（木）1月20日（水）、1月26日（火）時間はP7【人権問題科目】カリキュラムをご確認ください■対　　象：どなたでも（人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける方は必須科目です）■定　　員：40人■内　　容：16科目 ※録画映像で実施する場合があります。　女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる制度・法律やさまざまな人権問題が学べます。（カリキュラム、講師は別ページにてご確認ください） |

令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

●複数のコース、コースと人権問題科目、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。

**※P6の科目は全て「形式」が演習のため、カメラ・マイク機能が必要です。**



※人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は人権相談員スキルアップコースと併せて人権問題科目（後期）の履修（申込）も必要です。（P7参照）

令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人権問題科目】**カリキュラム

●1科目から選択が可能です

※人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は、人権相談員スキルアップコースと併せて人権問題科目（後期）の全科目の履修が必要です。

※録画映像で実施する場合があります。

**※P7の科目は全て「形式」が講義のため、カメラ・マイク機能がなくても受講は可能です。ただし、発言や質問はできません。**



**受講の流れ**



受講申込書は当協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2020/11/22020_1.html>

オンライン（Zoom）について

・受講者各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。

・当協会は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・事前に必ずZoomミーティングシステムの接続テストを実施してから、お申し込みください。<http://zoom.us/test>

・Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできませんのでご了承ください。

ZoomおよびZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫

大阪府人権擁護士の資格取得には、後期において｢人権相談員スキルアップコース｣の修了（人権相談員スキルアップコースと人権問題科目（後期）の全科目の履修）及び「人権相談員専門コース」の履修（人権相談員専門コースの全科目の履修）が必要です。（前期開講の「人権相談員養成コース」の修了（人権相談員養成コースと人権問題科目（前期）の全科目の履修）も必要）

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

※大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL06-6210-9283　　FAX06-6210-9286

Eメール　　jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会

担当：成田（なりた）

〒552-0001

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613

FAX：06-6581-8614

E-MAIL：info@jinken-osaka.jp